

普通貯金および貯蓄貯金のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通貯金および貯蓄貯金のお取引、およびキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、貯金取引が停止された貯金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳、カード、お届け印、および本人であることを確認できる資料(運転免許証等)をご持参のうえ、窓口へお申出ください。

また、解約させていただいた貯金口座に残高があった場合には、所定の手続によりお支払いいたしますので、窓口へお申出ください。

○貯金取引のご利用が停止または解約される場合

貯金口座に関して、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない貯金口座につきましては、ご利用を停止または解約させていただくことがあります。

○キャッシュカードのご利用が停止される場合

貯金口座に関して、最終の預入または払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない場合には、キャッシュカードの利用が停止になることがあります。

詳しいことは、窓口へお問い合わせ下さい。